

## 尼崎商工会議所「見舞金・祝金・祝品制度」規約

### (目的)

第1条 本制度は、当商工会議所が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する「生命共済『絆』」の一部をなすものである。

### (対象者)

第2条 本規約は、当商工会議所が運営する「生命共済『絆』」のうち、当商工会議所が独自に給付を行う見舞金・祝金・祝品制度について規定するものであり、その対象者は、「生命共済『絆』」に加入する当商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員(以下、「対象者」という。)とする。

### (運営費)

第3条 会員事業所は、当商工会議所に対し、「生命共済『絆』」の掛け金に含まれる本制度の運営費を別に定める期日までに毎月払い込まなければならない。

### (給付内容)

第4条 本制度の給付は、見舞金・祝金・祝品とし、その内容は別表1に定めるとおりとする。

### (脱退)

第5条 次のいずれかに該当した場合、対象者は、掛け金が払い込まれている月の末日をもって「生命共済『絆』」から脱退するものとする。「生命共済『絆』」から脱退した対象者は、自動的に本制度から脱退するものとする。

(1) 会員事業所が当商工会議所の会員でなくなったとき。

なお、当商工会議所会員でなくなったにもかかわらず脱退届が提出されていない場合は、当商工会議所印による脱退届をもって、脱退の手続きとする。

(2) 会員事業所が「生命共済『絆』」から脱退する旨の意思表示をしたとき。

(3) 会員事業所が「生命共済『絆』」の掛け金を期日までに支払わなかったとき。ただし、別途定める猶予期間内に支払がなされた場合はこの限りでない。

(4) 対象者が死亡または会員事業所を退職したとき。

### (給付手続き)

第6条 対象者は、見舞金・祝金・祝品の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、速やかに当商工会議所に通知し、別表2に定める書類を提出の上、所定の請求手続きを行うものとする。

### (規約の制定・改廃)

第7条 本規約の制定および改廃は、商工会議所の総会の議を経る。

### 付 則

第1条 この規約は、平成24年6月1日より施行する。

第2条 この規約の別表1は、平成25年6月18日に改定する。

第3条 この規約の別表1は、平成30年6月20日に改定する。

第4条 この規約の別表1は、令和2年4月1日に改定する。

## 別表1 見舞金・祝金・祝品給付内容

### <給付する場合>

#### ●病气入院見舞金(事業主がご請求ください)

対象者が「生命共済『絆』」加入後に、病气により5日以上の継続入院をした時、加入回数に応じて支給する。ただし、対象者1人につき1年に1回の支給を限度とする。

#### ●事故通院見舞金(事業主がご請求ください)

対象者が「生命共済『絆』」加入後に、ケガにより5日以上の入院を伴わずに5日以上通院した時、加入回数に応じて支給する。ただし対象者1人につき1年に1回の支給を限度とする。

#### ●成人祝金(事業主がご請求ください)

対象者が「生命共済『絆』」加入後に成人年齢に達し、かつ継続加入3カ月以上経過しているときに請求できることとし、加入回数に応じて支給する。

#### ●結婚祝金(事業主がご請求ください)

対象者が「生命共済『絆』」加入後に結婚し、かつ継続加入3カ月以上経過しているときに請求できることとし、加入回数に応じて支給する。

#### ●出産祝金(事業主がご請求下さい)

対象者が「生命共済『絆』」加入後に対象者もしくはその配偶者が出産し、かつ継続加入3カ月以上経過しているときに請求できることとし、加入回数に応じて支給する。

#### ●年齢満了祝品

対象者が保険年齢70歳まで「生命共済『絆』」に加入したとき、祝品を贈呈する。

#### ●遺児育英見舞金(事業主がご請求ください)

対象者が傷害を被り、死亡(傷害発生の日から180日以内に死亡した場合に限る。)し、被扶養者である18歳未満の遺児が残された場合に遺児育英見舞金として遺児1名につき5万円を支給する。

#### ●家族災害死亡見舞金(事業主がご請求ください)

対象者と同居する父母・配偶者・子が傷害を被り、死亡(傷害発生の日から180日以内に死亡した場合に限る。)した場合に家族災害死亡見舞金として一律5万円を支給する。

#### ●親介護認定見舞金(事業主がご請求ください)

対象者と同居する父母が、「生命共済『絆』」加入後に公的介護保険制度の要介護状態に新規該当し、かつ「要介護区分3」以上の認定を受けた場合に親介護認定見舞金として一律3万円を支給する。

\*上記認定については、「育児・介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)平成11年4月施行」および関連法令に従う。

#### ●第三者加害行為見舞金(事業主がご請求ください)

対象者または対象者と同居する父母・配偶者・子(以下「補償対象者」という。)が次の①、②に掲げる第三者の加害行為によって傷害を被り、死亡(傷害発生の日から180日以内に死亡した場合に限る。)または入院した場合に下記の第三者加害行為見舞金を支給する。

- ・死亡した場合 5万円
- ・31日以上入院した場合 1万円
- ・31日未満入院した場合 5千円

\*入院日数は、実際に連続して入院した日数に限る。

①第三者(補償対象者以外の者をいう。以下同様とする。)の故意による加害行為。ただし、その傷害が第三者の加害行為によって生じたものであることを補償対象者(これらの者の代理人を含む。)が警察署に届け出た場合に限る。

②ひき逃げ〔道路上における補償対象者と自動車または原動機付自転車(これらに積載しているものを含む。)との衝突・接触等の交通事故であって、当該事故の加害者である第三者がその補償対象者の救護その他の必要な措置を行わず逃走し、加害者が当該事故日からその日を含めて60日を経過してもなお特定できないものをいう。〕

#### ●家財盗難見舞金(事業主がご請求ください)

対象者の居住する建物内において、対象者所有の家財(家財には貨紙幣類・有価証券を含み、家財盗難時のドア・窓ガラス破損等により生じた損害を含む)が盗難により被害を被った場合に家財盗難見舞金として1万円を支給する。

### <給付できない場合>

次に掲げる損害または事由によって生じた損害に対しては支給しない。

#### ●共通 ・会員事業所・対象者・対象者と同居する父母・配偶者・子の故意、重過失

- ・地震、噴火またはこれらによる津波
- ・戦争・破壊・テロ・内乱・暴動等
- ・核燃料物質等の放射性、爆発性その他有害な特性による事故

#### ●病气入院見舞金

- ・4日以内の入院
- ・1年に継続5日以上入院による請求は2回目以降支給しない。
- ・「生命共済『絆』」から給付されるガン入院一時金、6大生活習慣病入院一時金、ガン先進医療一時金が受給できる場合は支給しない。
- ・これらを行使することができる時から3年間行使しないときは消滅します。

#### ●事故通院見舞金

- ・4日以内の通院
- ・1年に5日以上通院による請求は2回目以降支給しない。
- ・「生命共済『絆』」から給付される入院給付金が受給できる場合は支給しない。
- ・これらを行使することができる時から3年間行使しないときは消滅します。

#### ●成人祝金

- ・対象者が「生命共済『絆』」加入後3カ月未満で脱退したときは支給しない。
- ・これらを行使することができる時から3年間行使しないときは消滅します。

- 結婚祝金
  - ・対象者が「生命共済「絆」」加入後3カ月未満で脱退したときは支給しない。
  - ・これらを行行使することができる時から3年間行使しないときは消滅します。
- 出産祝金
  - ・対象者が「生命共済「絆」」加入後3カ月未満で脱退したときは支給しない。
  - ・これらを行行使することができる時から3年間行使しないときは消滅します。
- 遺児育英見舞金
  - ・疾病による死亡
  - ・これらを行行使することができる時から3年間行使しないときは消滅します。
- 家族災害死亡見舞金
  - ・対象者の同居する父母・配偶者・子の疾病による死亡
  - ・対象者の同居する父母・配偶者・子の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
  - ・対象者の同居する父母・配偶者・子が法令に定められた運転資格を持たないで、または、酒に酔ってもしくは麻薬、あへん、大麻または覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
  - ・対象者の特定親族、見舞金を受け取るべき者が次の各号いずれかに該当することを行っている間に生じた傷害
    - (1) 自動車、原動機付自転車、モーターボート（水上オートバイを含む）、ゴカート、スノモビルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含む。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいう。）をしている間。ただし、自動車または原動機付自転車をを用いて道路上でこれらのことを行っている間についてはこの限りでない。
    - (2) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であると不定期便であるとを問わない。）以外の航空機（グライダーおよび飛行船を除く。）を操縦している間
  - ・これらを行行使することができる時から3年間行使しないときは消滅します。
- 親介護認定見舞金
  - ・保険契約締結時、保険料領収時会員事業所の「生命共済「絆」」加入時以前に父母に、要介護支援並びに要介護状態となる原因が生じていた場合、または、父母が要介護状態となっていた場合
  - ・父母の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤等の使用
  - ・父母のアルコール依存、薬物依存、薬物乱用
  - ・父母の先天性異常
  - ・父母の頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの
  - ・父母の自動車または原動機付自転車の無資格運転または酒酔運転
  - ・これらを行行使することができる時から3年間行使しないときは消滅します。
- 第三者加害行為見舞金
  - ・保険契約者、被保険者の犯罪行為
  - ・補償対象者の故意、重過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為
  - ・見舞金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額についてはこの限りでない。
  - ・補償対象者の加害行為
  - ・他覚症状のないむちうち症もしくは頭痛・腰痛または精神障害
  - ・これらを行行使することができる時から3年間行使しないときは消滅します。
- 家財盗難見舞金
  - ・家財が住居外敷地等の屋外にある間に生じた盗難
  - ・これらを行行使することができる時から3年間行使しないときは消滅します。

事故通院見舞金	・通院日数の証明できる領収書・診断書等
成人祝金	・生年月日を証明できる免許証、健康保険証等
結婚祝金	・婚姻の事実を証明できる戸籍抄本または戸籍謄本、婚姻届受理証明書等
出産祝金	・出産の事実を証明できる戸籍抄本または戸籍謄本、母子手帳(対象者との続柄が確認できる部分)等
遺児育英見舞金	・死亡診断書 ・遺児が18歳未満であることを証明する住民票、健康保険証等
家族災害死亡見舞金	・死亡診断書 ・対象者との続柄を証明する住民票、健康保険証等の書類 ・事由を証明できる事故証明書等
親介護認定見舞金	・父母との続柄を証明する住民票、健康保険証等の書類 ・介護保険 要介護認定・要支援認定等結果通知書もしくは介護保険者証
第三者加害行為見舞金	・死亡診断書 ・特定親族が死亡した場合は続柄を証明する書類（住民票、健康保険証等） ・交通事故証明書（ひき逃げの場合）
家財盗難見舞金	・被害状況の写真 ・警察への盗難届出証明書

※上記以外にも、尼崎商工会議所が必要と認める場合は、該当書類を提出すること。

#### <用語の定義>

- ・対象者：生命共済に加入する会員事業所の事業主・役員およびすべての従業員
- ・傷害：急激かつ偶然な外来の事故による傷害事故  
\*身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く。）を含み、細菌性食物中毒は含まない。
- ・父母：対象者の直系の1親等の尊属である父または母
- ・入院：医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること
- ・居住する建物：日本国内に所在し、かつ対象者が自ら居住する建物（単身赴任者の留守宅を除く）

### 別表2 見舞金・祝金給付請求書類

所定の各申請書に加え、下記の必要書類（原本もしくは写し）を添付すること。

見舞金・祝金区分	必要書類
病氣入院見舞金	・入院期間の証明できる領収書・診断書等